



中世スウェーデンの地方組織と農村社会：  
クリストファー法典を通じて

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2011-09-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 塚田, 秀雄 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00004793">https://doi.org/10.24729/00004793</a>

# 中世スウェーデンの地方組織と 農村社会

——クリストファー法典を通じて——

塚 田 秀 雄

## 1. はじめに

**研究の目的** スウェーデン＝フィンランドの農業と農村は、18世紀の半ば以降、急激な近代化を経験した。それまでは一部を除いて自給的であったこの地域の経済が西ヨーロッパ先進諸国の経済発展の動きに、末端の歯車として連動し始めた結果である。<sup>(1)</sup>近代化への中心的な役割を負ったのが大分割 *Storskifte*<sup>(2)</sup> であり、その直接の目的は、共有林の分割と開放耕地制の廃止であった。これは耕地強制の消滅、集村から散村への移行、村落共同体の変質などの結果をもたらし、現代の農村の基本的な枠組みを決めているといえる。しかし、この農業革命への地方的対応はさまざまであり、所期の目的に近づくだけでも長い期間を要した。この大分割を中心とする農業革命に先駆するのが1734年の新法の施行であるが、それに至るまでの約300年間、スウェーデン＝フィンランドの農村社会を規定したのが、1442年のクリストファー法典である。そこには、中世後期から近世へかけての農村のあり方について、景観や共同体の機能など、極めて具体的な規定が含まれており、ある意味で、法典の内容によって当時の農村を復元することも可能である。筆者の意図するのは、クリストファー法典的な農村モデルの復元である。法律に示されたものが直ちに現実の農村の姿とは考えられないから、それは一つのモデルであり、例えば当時の政権の中核地域ではそれが現実に行われているが、周辺地域では努力目標として定められたということも大いに有り得る。これを一つの仮説とするならば、その証明は別の機会を待つとして、中世後期のフィンランドを含むスウェーデンの農業と農

村のイメージの基準がクリストファー法典の理解によって得られ、その基準との合致あるいはそれからの乖離が歴史学、歴史地理学の研究対象となるであろう。クリストファー法典的な農村モデルの復元といったのは、この基準を持つということであり、それは農業革命の進展にみられる地域差の理由の一つを、その当時における農業・農村の発展段階の差に求める筆者にとって、この基準との比較という実証的研究のために不可欠のステップである。

フィンランドは独自の民族的伝統を有しながら、スウェーデンの政治的支配を受けていたが、クリストファー法典にしる、1734年新法にしる、その末端まで滲透したわけではない。また1734年新法は、中世的なクリストファー法典が現実には適合しなくなったために、施行されたものであり、いわば、近代の農村モデルを示すはずである。従って、このクリストファー法典の研究によって得られる農村モデルは、中世的と近代的と、またスウェーデン的とフィンランド的という、歴史学および地理学における重要な区分の、一つの基準たり得るものと考ええる。

**クリストファー法典について** ヴァイキング時代の北欧は多くの部族国家の分立から次第に統一へと進み始め、最終的にはスヴェアとイエータの二大勢力を中心とした連邦的な国家が成立したといわれる。旧部族国家は *land* あるいは *landskap* と呼ばれ、それぞれの法律を有していたから、異教時代に成立した統一国家の結合関係は必ずしも緊密であったとはいえない。本稿では *land* と *landskap* を共に州と訳し、それぞれの法律であった、例えば *Östergötland landslag* はエステルイエートランド州法と訳すこととする。

州法は現在まで伝世するもの8、断簡の残るもの1、存在の記録のあるもの2となっている。

マグヌス エリクソン王の法典は、各州法を統一した最初の全国法であり、1350年頃に各州が順次これを受け入れて、国の完全な統一へと進んだが、その骨格を受けついで成立したのが1442年のクリストファー法典である。

歴史学、法学は言うまでもなく、この法典がラテン語ではなく古スウェーデン語で書かれていたことから、言語学もまたこれを重要な研究対象としてきた。

スウェーデン領であったフィンランドでは、この法典のフィン語訳が何度かなされたが、筆者は現在まで現代スウェーデン語訳を手にすることができず、<sup>(5)</sup> やむなく、マルティ ウルクニエミによるフィン語訳をテキストとして利用した。両言語が全く異なる語族に属することによる問題は、ウルクニエミが注に示した古スウェーデン語の原文を参照することで解決したと考える。

**国法か村落法か** 法典という訳語を用いたが、原語である *landslag* の *lag* が法、*land* は国、土地の意である。中央集権をめざす政治権力が、地方分権の象徴たる州法 *landskapslag* を廃して全国統一の規範としたのが *landslag* であるから、全国法あるいは国法と考えるべきものである。

しかし、マグヌス エリクソン国法、クリストファー国法のそれぞれに並行して、都市法 *Stadslag* が公布されている。内容の差としては、国法にない船舶章が加わり、民会章が市会章となっている程度である。都市に都市法が制定されていることからすれば、*landslag* は都市以外の領域を対象としており、<sup>(6)</sup> 地方あるいは村落法と解すべきである。

すなわち、かつての州法を克服する点では国法であり、都市を対象から除外する点では村落法である。都市の独立性が強い中世にあっては、村落法すなわち国法であり得たのであり、この解釈は当時であっても、あいまいであったようである。

**クリストファー法典の構成** 巻頭に付された批准書を除いて、クリストファー法典は次の14の章からなり、更に条に分けられ、必要な場合は項が設けられている。

①王、②婚姻、③相続、④土地、⑤建築、⑥商業、⑦民会、⑧平和誓約、⑨死刑相当罪、⑩故意の殺人、⑪偶発的殺人、⑫故意の傷害、⑬偶発的傷害、⑭窃盗の内、第8章の平和誓約以下は刑法に相当する内容で中世スウェーデン社会のあり方をよく示すが、本稿で扱うべき性質のものではない。各章で規定する内容はその章の題を超えて多様である。例えば、第1章では、国家の構成あるいは国体そのものについて規定し、それが王と国民各層の諸関係として捉えられている。第4章は土地に関する取引、小作関係について詳細に規定し、第5章は単に建造物に止まらず、屋敷、各種の農用地、道路、柵などを内容とし

て、農村の景観、生産活動に関して示唆するところ豊かである。

## 2. 地域の組織

**スウェーデン王国の地域構成** 「スウェーデン王国は異教時代のスヴェア国とイエート国の合併により誕生した。スヴェアとは森<sup>(6)</sup>の北側の諸州、イエートとは森の南の諸州である……後略」(王の章1条)とあって、多くの部族国家が一旦、北部のスヴェアと南部のイエートに統合され、この両者が合体してスウェーデン王国が生まれたのは、キリスト教化以前であったことを明記している。

かつての部族国家は既述の如くそれぞれ独立の法を有していたが、それらの内、現代までその法が伝えられているのは、南部の西イエート、東イエート、ゴトランド、北部のウプランド、セーデルマンランド、ヴェストマンランドなどである。その他に州の扱いを受けるスモーランド、ネルケ、ヴェルムランド、ダーラナ、イエストリークランドとフィンランドがあった。「スウェーデン王

表1 司教区と法官区

司教区

法官区

○ウプサラ	ウプランド
○リンチェーピン	エステルイエートランド エーランド
○スカーラ	ヴェステルイエートランド ヴェルムランド
○ストレンジネース	セーデルマンランド ネルケ
○ヴェステルオース	ヴェストマンランド・ダーラナ
○ヴェクシェー	ティーオヘーラード
○ツルク (オーブ)	北フィンランド 南フィンランド

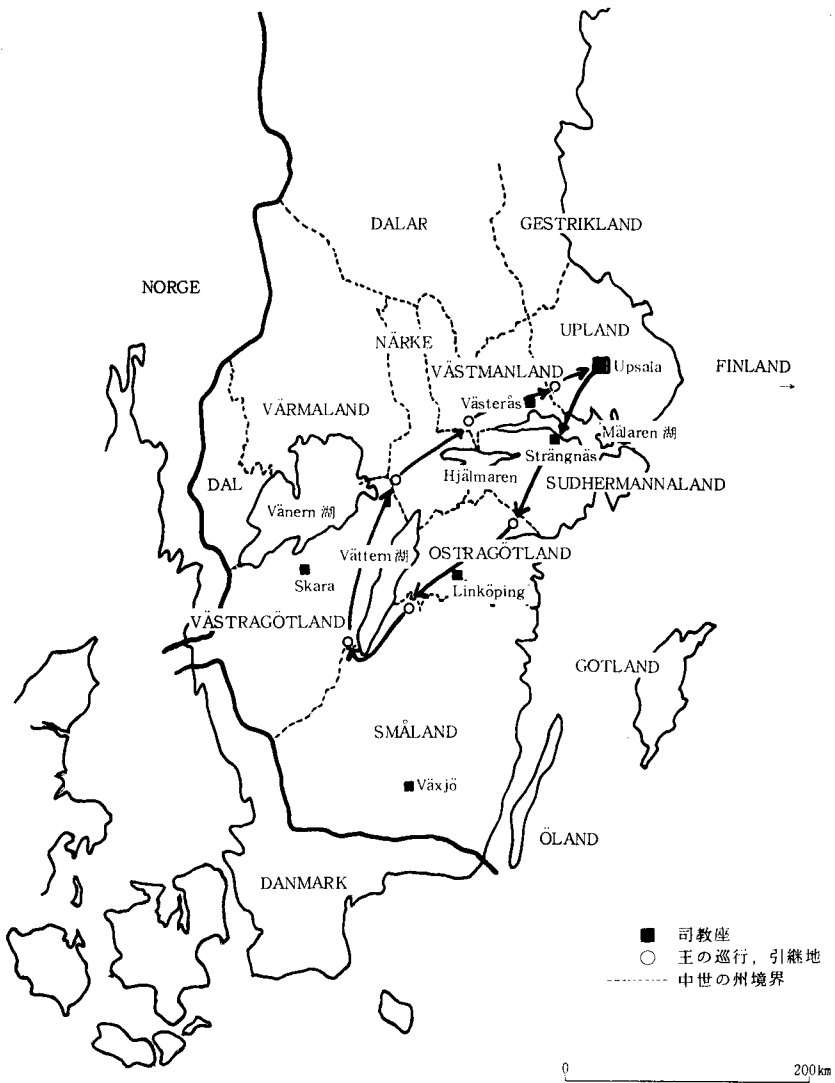
(ウプサラのみは大司教区。司教区は司教座の都市名で、法官区はそれを構成する州名または地方名で示されている)

国には、7司教区と11法官区がある」(王の章1条1項)として列記するものをまとめると第1表となる。司教区は司教座となっている都市名によって代表されているが、法官区は司教区よりも小さい場合が多く、4つの司教区はそれぞれ2つずつの法官区に分けられている。ここで注目されるのは、これらの領域の基礎となっているのが旧部族国家の領域であった州である点である。異教時代の分割された勢力圏がその後も重要な地域単位として継承されていることの意味は大きい。

**州と法官区** 司教区は宗教的側面に限られているのでおくとして、州 *landskap* (S=スウェーデン語)=*maakunta* (F=フィン語)と法官区 *lagmansdöme* (S)=*laamannikunta* (F) の概念を明かにする必要がある。「全ての法官区の住民は州民会に参加しなければなら」(民会の章1条)ず、「法官区に住む人間ももっとも適当な人物3人を選び、その内全ての法官区住民にもっとも利益となる内から、州にとつて者」(同前)が法官に任命された。また「各法官区では、少くとも年1回は査察民会すなわち州民会を開かねばなら」(民会の章9条)<sup>(9)</sup>ず、「王は全ての州と法官区で宣誓したことの順守を約束せねばならぬ」(王の章6条)というように多くの場合に、法官区と州は混用されている。最後の例を除けば、法官区と州に明確な差があるとは思えず、その王の章6条で、州と法官区が並存するかの如き表現しているのは、単なる繰り返しによって趣旨の徹底をはかっているにすぎないと理解し得る。

しかし、法官区が王選挙人の選出単位(王の章3条)や法官候補者をも選ぶ単位となっているにもかかわらず、民会をもつとは定められておらず、また州については、州民会が法官区のためにさまざまな機能を発揮しても、州が何らかの行政的実体であるとは定められていない。これらにみる限り、一般民衆の意志決定は州民会で行われるという点で、州民会は地方分権的な、民衆の側の組織であるのに対し、法官区は州を母体とはしていても、中央権力がその上にかぶせた集権的な機構の単位であると考えられる。(第1図)

実体は重複するのに州と法官区が言葉として整理されないまま極めて不分明なまま使われているのは、「王は教会、僧侶、修道院、騎士、郷士とその使用人や農場にかかわる全ての古い優先権、自由、特権を有効と考え……」(王の



第1図 中世のスウェーデン中枢部 (除フィンランド)

章4条7項) として、古い体制との妥協の上に成立した王制と国法の側の苦肉の策であったのではなかろうか。同時に、統一王国が成立した後も、旧体制を払拭しきれない状況を示していると考えられることができる。

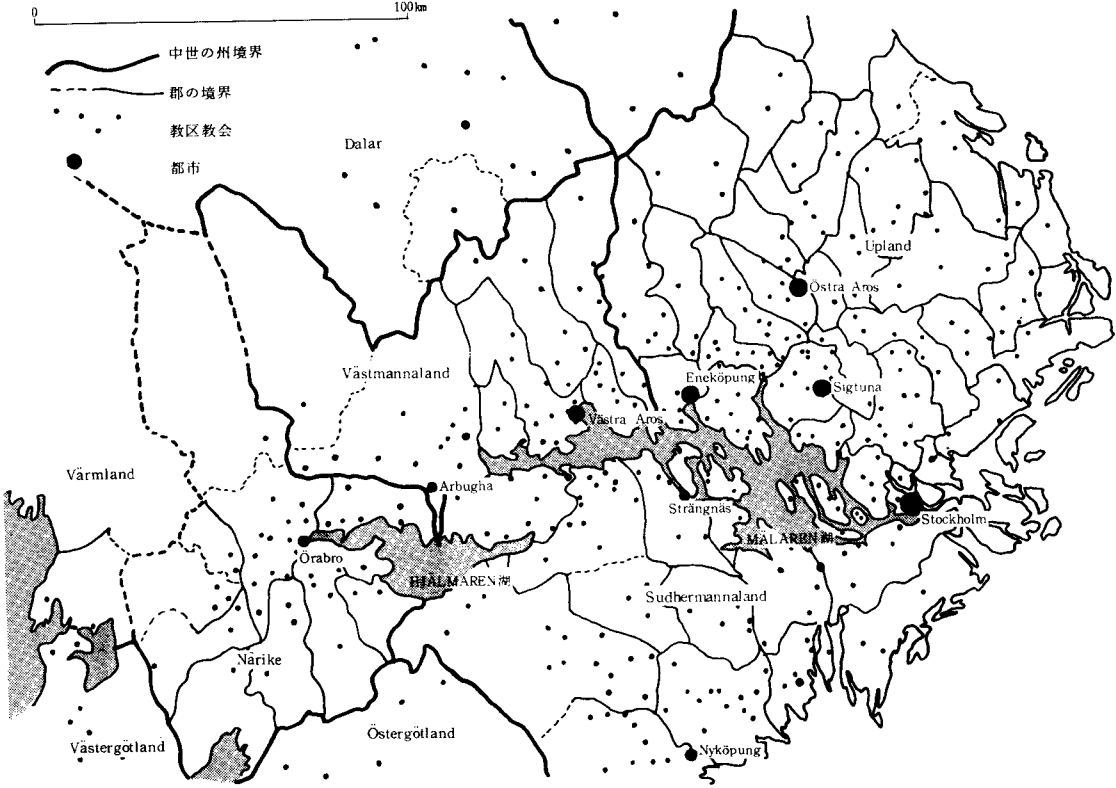
**郡** 完全統一以前の旧スウェーデン国では *härad*、イェート国では *hundare* が行政領域として設けられており、統一後もそれぞれの呼称はそのまま残された。ここではこれらを共に郡と訳すこととする。フィン語でこれに相当するのは、*kihlakunta* である。

郡判事すなわち郡長は王が任命したが、王は法官が召集する郡民会で選出された12人に法官が加わった13人が、郡内居住者から選出した3人の候補者の内からこれを指名した(民会の章2条)。郡民会は郡内の一定の場所で開かれたから、郡の政治・行政中心が成立したはずである。

「法がなおざりにされないために、郡の4分ノ1ごとに最位低人がいずれの郡民会にも参加しなければならぬ。——中略——民会に出席する当番は定例民会の期間中、順番に交替し、次の民会が始まる際には、前回終わった次の者から始まる」(民会の章6条) という規定があって、前記した「全ての法官区の住民は州民会に参加しなければならぬ」とする民会の章第1条の規定は既に建前に過ぎなかったと思わせ、州レベルは言うまでもなく郡レベルでも、かつての全員参加による直接民主主義<sup>(10)</sup>はその実体を失っていたというべきである。民会の章6条の規定は、民会内の各種委員会のメンバー確保、立会人の必要数確保を目的とするという解釈<sup>(11)</sup>があるが、地域社会としての郡の規模が面積、人口共に大きすぎて、まとまりを欠きつつある状況を想定せしめるところがある。参加者が十分でなく、例えば郡の中心となった民会開催地近傍の住民しか参加しなくなっていた状況に対応するものであろう。

郡の広狭、人口規模に関して、この法典は何ら記述しないが、第2図にみる如く、郡の境域は集落、人口の密度とある程度対応しており、中心的な地域ではその面積は小さい。これは郡を設置する目安が面積ではなく人口量におかれていたことを意味する。「郡の4分ノ1ごとに」という区分は、当然、人口の4分ノ1の意であるが、具体的にはその4分ノ1は郡内のいずれかの部分にまとまっていたはずである。その分布する範囲は、民会出席者をおくり出す順番を





第2図 Svea の中心部  
 中世部分で教会の数が多く、郡の境域が広い

決定する社会組織として機能したわけであるから、郡の下位に成立した、村と郡の間レヴェルの地域と考えるのが、クリストファー法典には、これについて他の何の記載もない。教区 **Socketen(S) = Pitäjä(F)** や村 **by(S) = kylä(F)** の司法・行政機能について記すところもないので、この分野での最小単位は郡であったとすべきである。

郡は郡判事すなわち郡長を有し、郡民会を中心に、司法・行政機能を果すが、その他に、共有林を保有し（建築の章49条）、宿駅を運営し（王の章24条）、道路や橋の建設・維持（建造物の章3条）にも責任を負った。しかし、公共的な事業の多くは村によって行われ、村が生活のもっとも重要な基礎的集団として機能していたことは、クリストファー法典の諸規定から明かである。

教区が当時成立していて、郡と村の間<sup>(12)</sup>の中間的な地域組織として機能していたことは想定されるが、教区に関する記載がほとんどないので、これについては言及し得ない。

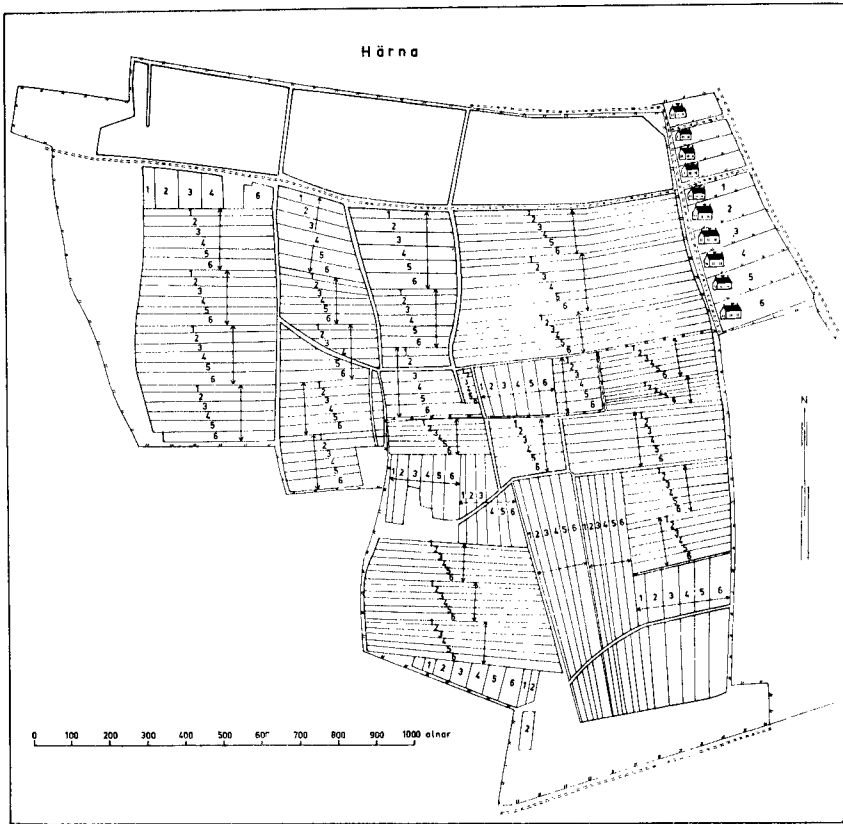
次に、この小論の中心課題としての、村の景観と機能について考えることとする。

### 3. 村の景観と土地利用

**屋敷地の配分と利用** 村内の土地利用として、住居用地と農用地は明確に区分<sup>(13)</sup>されていた。「村内の持分に<sup>(13)</sup>応じて、屋敷地は配分されねばならない。…中略…持分の大小によって、保有地の大小もきまる」（建築の章4条前文）とされ、「村内での持分が最大のものが割当地の位置を決定する権利を有し、…中略…村民の屋敷地、畑地、採草地の位置については、訴訟による以外、これを非難してはならない」（同前1項）とあって、屋敷地の広狭が負担する税額に対応し、その位置を共同体で決定したことが知られる（第3図）。

「正常な太陽分割制<sup>(14)</sup> **Solskifte(S) = Aurinkojako(F)** が行われている村で、分村を要求するには全員の同意が必要である」（同前）という規定は、この法典が基本的には、太陽分割制による集村形態を求めていることを示す。

太陽分割制では、村内の定められた場所に列状に屋敷地が配分<sup>(15)</sup>されるが、建築の章5条の前文で、他人との屋敷地との境界に1.5キューナラ以内に建物を



第3図 太陽分割制の村 (U. Sperrong 原図)

(18世紀の Härna 村の状況で、1～6の自立農家は対応する番号の農地を保有する周柵によって二圃式農業であったことがわかる)

建ててはならないと定め、「屋敷地は道路に接しなければならないが、(建物)が道路を侵してはならぬ」(建築の章5条2項)とあり、「道路を付替える際は従来と同じく直線にしなければならない」(同前)とあるから、当時の村落が直線状の整った列村であることが定められていたといえる。

また「住居用地の四隅に界標を置き、四方の道路をもって界標とすべし」(建築の章1条)という規定とあわせて、標準的な集落の形態をモデル化することが可能である。

直線の主道路を1辺とする細長い長方形の住居用地が他の3本の道路によって農地と区画され、道路に面して、持分に応じた間口の屋敷地が割当てられていた。規定によって、住宅用地の奥行は誰の屋敷地についても一定なのであるから、持分に応じた屋敷地は間口を持分に比例させることになる。

**耕地などの配分と区画** 正しく太陽分割制を実施した村では、「屋敷地は耕地の母なり」(建築の章6条)という規定は、太陽分割制の基本と理解されている。屋敷地を基準として、<sup>(16)</sup>耕地ごとに、各農家の割当地条の幅と位置が定められたのであり、原則的に各耕区に一筆ずつ割当てられた地条の幅は、全ての耕区について、屋敷地の間口と比を等しくしており、屋敷地の配列順は地条の配列順に等しい。6条には、「耕地は牧草地を、牧草地の地条は林地の地条を」、同様に、アシ原、水面での漁業権を決定することが明記されている。全ての地目が割当てられ、<sup>(17)</sup>囲い込まれたわけではないがここにあげた土地割当方式は、土地面積を実測することなしに、割当面積と納税額を対応せしめることを可能にした。

各戸の割当地条間には道路も柵もないのが普通で、ただ界標のみが設置された。地条の界標は2ヶの石あるいは2本の柱また石と骨の組合せと定められている(建築の章27条)。従って「収穫物を運ぶのに他人の地条を通らねばならぬ」(建築の章13条)問題とか、「界標の不法な取扱い」(建築の章27条2項)を厳罰に処さねばならぬ問題があった。

このような、いわゆる開放耕地制における「柵囲いされた耕地を道路が二分する場合……」(建築の章7条前文)と記述される如き柵囲い耕地はどのようなものか明かにする必要がある。建築の章8条で、播種期までに全ての村民

は豚除けの柵をたてねばならぬとし、その完成期限をまぐわをかける期日と定め、柵の所有者 *se, jonka aita on* の責任を規定している。ここでいう耕地周柵は共同のもので、全村民の割当耕地を囲むものであることは明かであるから、耕地あるいは耕圃の周柵である。それが共同周柵であれば、柵の所有者という語は、その部分の建設・維持に対し責任を負う者と解釈すべきで、いわゆる柵の所有者ではなく、あるとすれば、柵の用材の所有者にすぎぬと考えるべきである。

柵は当初、個人的な開墾地に不可欠であるが、<sup>(18)</sup>ホル分割制、太陽分割制の展開・完成と共に、集合的に建設されるようになり、太陽分割制の完成段階では、二圃式では村合体で2つの、三圃式では3つの耕圃を囲込む長大な連続的耕地周柵であったはずで、そのためには、全村民の協力が必要で、それには共同作業が部分ごとの割当・分担が行われねばならない。しかしクリストファー法典には、柵建設の共同作業に関する規定は含まれない。建築の章の8・9・10・14条に見られる柵に関する規定は個人が建設する耕地周柵あるいは個人が建設の責任を分担する共同周柵に関するものである。<sup>(19)</sup>

個人が建設する柵は、共同周柵完成後の「外農地」*utjord(S) = ulkopalsta (F)* (相続の章9条)のものであるか、共同周柵が完成する以前の段階のものであり、そのいずれかによって異った耕地景観が想定される。いずれにしろ、クリストファー法典に多く見られる個人的な周柵建設に関する規定は、段階はどうであれ、村の太陽分割制内外の耕地が増加する傾向にあったことを示唆するものである。

耕地には排水溝が掘られていた場合があることを建築の章7条が示している。耕地配分前に排水溝とその両側2フィートを高から除外する事例が記されるが、この場合と補填面積<sup>(20)</sup>の考慮されない割当地内での排水溝に関する規定を併せ考えると、おそらく排水溝に幹線と支線の別が設けられていたこと、場所による違いはあろうが、ところによれば、これらの排水溝がかなりの密度であったことを窺わせる。同時に生産力増強のために排水溝掘削が奨励されていたことも確かである。

**道路と橋** 「全ての村民は持分に応じて橋を建設し道路を開かねばならぬ

い」(建築の章2条)という規定で、各級の道路、橋について最終的には、一般民衆が道路の建設・維持の責任を負った。

一般旅行者の通過する道路は、管理主体によって、国道、民会道などの名で呼ばれたが、郡がその任にあたった。これらの道路は幅員10キューナラ(約11メートル)、日常生活と農業に必要な道路は教会道、家畜道、水車道などの区分があったが、幅員いずれも5キューナラと定められていた(建築の章3条)。

既述の如く、村は必ず一般道路に平行しなければならないと定められていたが、この法定道路は幅員10キューナラで、小道ではなかった(建築の章1条)。

道路、橋とあわせ、門についての規定がある。「それまでの道路と門の位置を侵す者」(建築章2条前文)とか「全ての住民は自分の土地が接する限り、道路、橋、門に対し責任を負う」(同前1項)という文言に表現された門は「道路にある門は村の住民すべてのもの」(建築章13条2項)で持分と関係なしに自由に通過し得るものであった。囲い込まれた耕圃や住居用地の柵とそれぞれに通ずる道路の交点に、おそらく家畜の自由な通過・侵入を防ぐ目的で門が設置されたものであろう。その性質上、持分に無関係に通行の権利が認められたが、同時にそれに対する負担も財力に関係なく均等であったことが考えられる。

#### 4. 景観変化の要因

**開墾と焼畑** 開墾に関する規定は必ずしも多くない。「他人の土地に耕地、牧草地、カブラ畑を開くこと」(建築章17条)、「州または郡の共有地で林地を開墾すること」(建築の章31条2項)、「村の牛放牧地その他の未分割の土地を法に適った分割が行われるまでに、耕地・牧草地、ホップ畑その他として耕作に用いることは、柵の有無にかかわらず」(建築の章32条前文)、禁止されており、違反する者は罰金を納め、その労働の成果を失わねばならない。これらの条項はいずれも、自分の土地以外の開墾・農地化を禁ずるものである。これに対し、「フタ<sup>(21)</sup>焼畑に適した林地を所有しその開墾を望む者は、その林地が未分割であっても自由に開いてよい。開墾した土地は3回播種した後、村の林地として返還すべし」(建築の章32条1項)という規定がある。禁止と容認の違

いは、共有地の開墾について対照的である。

イ．州や郡の共有林の開墾はおそらく焼畑であり、これは禁止されている。  
ロ．村の未分割の共有地は永久耕地として開くことは禁止されているが、ハ．フタ焼畑なら容認されている。これら3点から、村の共有地に対しては、農民は強い利用権を有していることが明かである。州や郡の共有地は焼畑として利用した後に返還する可能性があっても開墾を禁止している（イ）のに対し、同じことを村の共有地については認めている（ハ）。また永久的占有は禁じるが（ロ）、一時的利用権なら認めている（ハ）のである。

州や郡の共有地と村の共有地では、その性格は全く異っている。村の共有地は積極的な利用対象であるのに対し、州・郡の共有地とされるのは、むしろ無地主に近い、農地としてよりも狩猟などに利用される場所であったようである。それ以上に、村は農業を営む単位であったのに対し、州・郡は行政上の地域であった点に、この違いが生じるのである。

引用した文言は、村の周辺の柵外地で焼畑が行われることを証明するが、このフタ焼畑は、針葉樹の原始林を焼いてライムギを栽培する技術体系である。伐木から火入れの準備段階に3年程度を要し、高い生産力を示すのは最初の一作とされるから、これによって毎年安定した収穫を得るためには、同時に最低四段階の焼畑を管理・経営することになり、大きい面積を必要とする。しかも、32条1項の規定どおり、二作した後は放置されて村の林地に還るといふのは権利関係のみであり、フタの跡地には、二次林として広葉樹、主にシラカバ林が成長するのが常で、もとの針葉樹林に戻ることはない。従って、同じ林地をフタ焼畑として循環利用することは不可能である。

フタ専門の農民があれば、針葉樹林の破壊が際限なく続くことになり、その農民は常に奥地へ移動し続け、その跡には広大なシラカバ林が広がってゆくはずである。クリストファー法典が示唆する如き開墾は、人口密度が未だ小さく広大な村の境域内の針葉樹林の存在を前提とするのである。

**割替と分割制度の変更** 「もし農民（複数）が村を新たに分割することを望むか、あるいは村に古い分割制度が行われている場合、また遠隔無主地の不規則な開墾地である場合には、全ての農民が自分の土地を耕起・播種した後に新

しい分割を行わねばならない。……その際、村の4分ノ1を有していた者は分割後も4分ノ1を、2分ノ1を有した者は同じく2分ノ1を配分される。村内では、修正分割も行われねばならない」(建築の章1条)と建築の章の冒頭に定めている。傍点Aの古スウェーデン語は *Vilja bönder by aff nyo byggia*<sup>(22)</sup> で、農民が新たに村を建設する意にとれるが、全体の文脈から、村に新しい地割を施すと理解される。傍点Bの文章は同じく、*i forne skipt oc hambre*<sup>(23)</sup> で、太陽分割制以前のボル地割とハマル地割のことを称していると考えて、意訳した。

この規定は要するに、機会をとらえて、太陽分割を実施せよということであろう。クリストファー法典施行時に、制度としての太陽分割制はすでに自明のことであったが、なお不規則な地割が多く、土地分割の再編が進められていた事情が明かとなる。

村全体の高に占める各農家の持分比率を割替の前後で等しくしなければならぬ<sup>(24)</sup>のは当然であるが、荒蕪地に恣意的に開墾されたハマル地割を一元的な太陽分割制に統合することは、それまで不規則に分散していた土地を、可能な限り同じ周柵内に囲い込む一方、それまでの名目的持分と実質的な利用面積を調整して、新しい持分を決定することを必要とする。

修正分割は、過誤による不公平、現行の分割の法不適合を理由として行われたであろうが、土地所有権の「相続、交換、買入れ、贈与、質流れ」(土地の章1条前文)による合法的な移転によって行われたはずである。

主たる所有権移転の対象が耕地であっても、太陽分割制の建前では、屋敷地もこれに伴って全体にしろ、部分にしろ所有者が変わるのである。従って、「修正分割によって他人が取得した屋敷地に、前任者の建造物が残っている場合、3年間は従前のままでよい」(建築の章5条5項)という規定から明かなように、所有権移転があれば、修正分割によって家屋の移転もあったことになるが、実際には困難であったとされる。<sup>(26)</sup>

持分の例として、4分ノ1、2分ノ1があげられていることは、村の規模について示唆するところが大きい。ボル分割制の出発点で各農家は等しく1ボルと評価されたから、平均的な状態を想定するならば、この条文に示されている



例では、村が4戸また2戸から成っている可能性がある。修正分割によって建物を移転することなど、このような小村においてのみ比較的行いやすかったはずである。実際、中世早期の村落規模は平均3戸程度とする考証がある。<sup>(27)</sup>

**分村と母村** 「古い村から新しい村が創設されると、その新しい村は移転村と呼ばれる」(建築の章40条)が、母村の共有地に対し、ドングリの木以外の薪炭材、柵用材、暖房用材、カバ樹皮の採取、牛の放牧、泥炭の採掘、粘土の採取、ワラ用採草の権利を有したが、それらの利用権は全て自家用に限られており、「……移転村は、柵で囲まれたもので満足すべきである!(同前)と明記されている。柵で囲まれているのはどのような土地であろうか。「もし母村が耕地化するために周柵で土地を囲おうとするならば、移転村から共有地に通ずる幅10キューナラの道を設けなければならず、そのための柵は耕作する者の責任である」(同前1項)という場合には、それまで未開墾で他の目的に利用されていた共有地を開墾することを意味しているだろう。従って移転村の位置はそのような未墾の可耕地に囲まれていたことになる。移転村もその耕地および開墾予定地を柵で囲んだはずで、その柵囲い地からの収入で満足せよという規定であったと考えられる。しかし、移転村は制限つきとはいえ、本来母村の共有林であったものに利用権を与えられているのであるから、そのことから逆に言えば、母村の囲い込み耕地に権利を有しているかも知れない。<sup>(28)</sup>

既述の如く、法による分割以前に村の土地を永久耕地として開墾することは許されなかったから、ここでいう移転村も分割済みの土地に入植することになる。この分割は1戸ずつの囲い込みであるよりも、法が推進していた太陽分割であるはずで、その意味では、太陽分割制の実施という点では、母村よりも移転村が先行した可能性が強い。太陽分割を行っている村と古い地割に止まっている村が混在していたことになる。

この母村と移転村すなわち分村と同じ意味とされているのが、「autiokylä ja asuttukylä」(建築の章26条3項)であるが、語意は放棄村落と定住村落である。<sup>(29)</sup>ホルムベックはこれを、一部が無住となった村と新村と解しているという。これら2村が土地をめぐる争った場合、「放棄(母)村落の周囲に界標と柵があれば、放棄村落の権利が認められる」(同前)が、完全に放棄された

村落が土地について争うはずはないから、そこに残っている者があるのであろう。建築の章41条には、「多くの土地所有者のかかわる村が放棄されている場合、もし1人が自分の割当地を耕作・利用しようとするのに対し、他の所有者がその1人と共に耕作し周柵を建てようとしなければ、……その1人の村内における持分と認定される畑地と採草地在彼に与えられ、……耕作し、柵囲いし、利用することができる」とあって、この場合、母村に残ってその土地を耕作する者がいるとは考えられない。その土地を耕作することを希望する者があるというのは、新村がそこから遠くないことを示唆し、多くの旧住民が母村の土地を耕作したがるのは、新村にある程度以上の耕地があるからであろう。そして現在は新村に住むが、放棄された村の土地に対する権利は従来どおり尊重されているのは何を意味するのであろうか。40条でいう母村は一部移転した後もそこに定住耕作者を残しており、26条の場合も同様である。これらを併せ考えると、41条の場合、放棄村への回帰の可能性が考えられる。

**太陽分割の村と焼畑の村** 太陽分割制による定住的な村と焼畑を営む移動的な村を想定し、後者から前者への移行を考えることで、分村と母村、放棄村落と定住村落の問題を整理できるのではないかと、筆者は考える。

前項で引用、考察した如き分村と母村の関係が法典中に明記されること自体、それらがある程度一般的であったことを意味する。分村と母村といった性格の問題は、農村をめぐる環境が流動的な場合に生ずることである。そして放棄された村の意味が場合によって異なるのは、形式上の類似で、違った現象を一括していることによる可能性がある。

焼畑と開墾の項で述べたフタを主業とする村はもっとも移動性の強いものであり、再生しない針葉樹林に依存しながら、針葉樹林を破壊するものだから、1ヶ所に長期定住することはない。フタ焼畑は常に定住農耕地と原始林のフロントにあって、その背後に、普通焼畑、普通耕地という発展段階による系列を従えると考え得る。一旦放棄された村の農地について、「その土地を利用するべく、これを畑地や採草地に開墾する」(建築の章41条)のは、フタ焼畑利用後の二次林を普通焼畑として開こうとした場合である可能性が大きい。一方、「全て村民は、耕地、採草地と全ての柵外農地について法によって

持分を取得し、法の定めるとおり、屋敷地を基準に耕地その他を配分すべし」(建築の章41条1項)とあるのは、太陽分割制あるいは太陽分割制への組入れを意味している。

母村すなわち一部あるいは全部が放棄された村という内容の混乱は、一つには、非焼畑農村における太陽分割制への移行過程でも生じやすい。従来の村の近くに適地を求めて、開墾と同時に太陽分割を行ない、次に古い耕地を次第に再編成することが多かったと考えられるから、この過渡期に部分的あるいは全村の移転があったはずである。<sup>(31)</sup>

焼畑と普通畑がどのように組み合わせられていたかは、地域によって異なる発展の段階を示していたから、これらを包括しているクリストファー法典は、それが細部にわたるほど、地域間の矛盾に達着したと考える。<sup>(32)</sup>

## 5. 村落共同体の構造と機能

**村の住民** クリストファー法典に含まれる、村または村落共同体に関する数多くの規定中に、村の概念について明確にしたものは見当たらないが、村が住民の生活にとって、基礎的な集団であったことは随所に示される。

富裕・上層階級として騎士、郷士と免租農家があり、これらに認められた免租特権は騎兵役に対応するもので、軍馬と武器は常時準備しなければならなかった。条件を満たすことで、農民が免租されることも可能であった(王の章11条)から、ここで村と呼ぶ最小の集落単位にも、そのような階層が居住していた可能性はある。

しかし村の住民の中心となるのは、「……定住者すなわち自作農民……」(婚姻の章10条)と定義されたものである。これらの農民は、それぞれ固有の税負担割を伴う「農場」を占有している点で、持分に差はあっても納税者として類別され、各種の資格、権利の保有者となる。太陽分割制の村落にあっては、この持分は耕地のみならず、林地、採草地、放牧地などの利用権を決定する一方、道路などの建設義務の割当基準として、もっとも重要な概念である。

この自営農民が定住者(フィン語で *Vakinaisesti asuva*)とされるのに対し、非定住者(*irtain*)とされるのは、「失うべき何物も所有しない者」(民会

の章26条)たちで、作男、職人および小作人であり、いずれも移動性が大きかった。「……保有する資産が3マルク以下の者は全て奉公に出るべし……」(建築の章15条5項)という規定はおそらく農家の内部から溢出する労働力が村の内外で農業労働者=作男となっていたことに対応するであろう。その期間は定められていた。<sup>(33)</sup>

また「村方に住む職人は作業に必要なものを購入することができ……中略……仕立職人、靴職人、皮なめし職人などが村から村へと移動して求めに応じて仕事を……中略……職人はその住地で公課を払わねばならない」(商業の章7条)という規定は、村方の手工業者のあり方を表現しているが、ここにいる公課は、村内での持分とは違う課税体系によるもので、共同体内の諸関係の基準とはならない。

小作人については詳細な規定があり、小作人と地主は一般的な存在であったことを示す。

「小作期間は6年とする。……土地の所有者と小作人の間で合意した小作料を……」(土地の章20条)と小作関係が両者の契約に基くものであることを明記した上で、土地の章20—26の各条で、小作人の移動がいずれの側からも恣意的でなく合法的に行われて、生産力と小作人の生活に支障をきたさないように定めている。予告期間を設けるなど小作契約の期間内解除の制限と補償などがその内容である。

しかしこれらの諸規定は小作される農場に付随する持分と小作料の関係については全く触れておらず、その持分に基く権益を誰がどのように享受し、逆に各種の義務・公課について誰が責任を負ったかを明かにしていない。

「小作人は土地所有者の許可なしに、木材、カバ樹皮、薪その他を持ち出したり売ったりしてはならぬ……漁場についても同様」(建築の章19条1項)とあって、自家消費以外の利用については、農場に付随する権利も制限されていた。

各条項の文言にみる限り、小作人はかなり移動性が大きく、契約期間満了時のみならず、期間中にも他に移る者があったと推察される。それにしても、最短で6年間の契約を結ぶ小作人が定住者としての資格を認められず、失うべき

何もも持たざる者として、各種の権益から排除されていたのであろうか。ここに小作農としたのは、**landbo(S) = lampuoti(F)** で、免租地の一部である独立の農場を一括借地する農民であるから、農場の持分に応じた共同体内の権益も契約に含まれていたのではないかと考えられるが、その保証はなく、むしろ利用権の制限のみが明記されている。

以上により、中世の村落居住者として、定住する自作農民、多少とも移動的な小作農、作男、手工業職人などがあげられる。その他に特権的な免租農場主が地主手作りのかたちで在地していたと考えられるが地租免除、騎兵役負担という点を除けば、自作農民に近いものである。ただし、形式的には、「自作農民は、生活と納税に必要な面積を超えて土地を購入する権利をもたない」(王の章30条2項)という規定があって、農民の経営規模拡大を制限しており、免租農場と一般自作農の間には一線が画されている。

**村と共有地** 持分によって耕地周柵内に保有する耕地や採草草場が私有地か否かは検討を必要とする。割当てられている限り、その農地は排他的な利用の対象となるが、割替が行われれば、旧来の保有地に執着することは誰とても許され<sup>(35)</sup>ない。また農地の一括分離は村民全員の合意を必要とするのであるから、土地に対する権利が、特定の区画に対するものでないことは確かで、確実に権利が設定され、権利の移動の対象となるのも、土地そのものではなく、持分であると考えられる。従って囲い込まれた太陽分割制による農地は、いわゆる「共有」地<sup>(36)</sup>に近い。「総有」、「合有」よりは団体的性格は弱い、「私有」ではない。その共有の主体については次の項で述べる。

耕地周柵外の林地・放牧地などの利用目的、利用形態は多様である。この土地は **utmark(S) = ulkomaa(F)** と総称されるが、ここでは、柵外地と訳すこととする。漁業水面も同じ性格と考えられる。

林地、放牧地の所有主体は村である場合が多いが、州や郡である場合もあった。村が所有する林地の放牧利用については、「各人が林地に対してどれだけの割合で所有権をもつか」(建築の章11条前文)ということて放牧頭数を定める一方、高は所有しなくとも、「林地の部分所有者の誰かが認めれば」(同前2項)、これを利用することが可能で、実際には比較的自由であった。

しかし、「自作農にしろ小作農にしろ、他人に対し、未分割の林地で伐木、搬出したり、鳥獣のわなを仕掛けることを許す権利を持たない」（建築の章19条前文）として、放牧ではなく、伐木や狩猟の場合、権利者自身の利用と他人に利用させることを峻別している。また既に述べたとおり、小作人の林地利用の一部は自由でも多くは土地所有者の許可を必要としている。利用目的によって、権利の設定状況が細く異なっている例は他にも多い。例えば、「幼令のカシを伐るには所有者全員の同意」（建築の章18条6項）を要するが、「クマ、オオカミ、<sup>(38)</sup>キツネは誰でもどこでも捕殺し得る」（同前21条前文）一方、「狼用<sup>(38)</sup>囲いわなを設けるのは、地租の高によって行ない、人数によるのではない」（同前22条前文）と定められている。他にもリスなどを捕獲するのに猟期が設定されるなど、<sup>(39)</sup>その規定は詳細を極めて、これらの林地などが村民の生活に不可欠なものであったことを示している。

これらの規定を通観すると村有林の利用についての原則が浮かび上がり、それによって村有林の性格を<sup>(40)</sup>考えることができる。

1. 薪の如く、商品価値をもたず、生活に不可欠なものは持分がなくとも採取自由、商品価値のある物件は持分に比例した利用権が設定される。2. カシの幼木、毛皮獣、産卵期の魚の採捕、利用などは資源保護のために、持分と無関係に制限される。これら2つの原則があるが、村有林の性格の基本となるのは前者である。

耕地・牧草畑の柵囲い農地が分割されるといっても、太陽分割制下のそれは、共有地の持分権に基くものであることは既に述べたが、林地の場合はどうなのであろうか。もちろん、屋敷地の面積は割当の基準として林地にも適用されるが、林地を未分割のものと分割済みのものに区分した条文が数多く見られることから、利用量の割当てと特定部分に固定した土地の配分とは意味が異なる。

林地の分割には言及していても、林地の修正分割すなわち再配分については、<sup>(41)</sup>クリストファー法典は何ら述べていない。技術的にも、耕地と同様の割替が容易に行われたとは考えられないから、この法典でいう林地の分割とは、永久的なもので、一旦行われたら、持分による屋敷地、耕地の割当とその修正

に、もはや連動しない、完全な私有地を生成するものである可能性がある。村有林解体がその支柱となった18世紀以後の農業革命まで、多くの村有林が残っていたことは、村有林の分割が直ちに私有地化を意味して、太陽分割制という、より上位の原則になじまなかったからではないかと考える。農業革命ではその私有地化が行われたのである。

ともあれ、15世紀の段階で、囲い込み林地が存在したことは確かであるが、それは一般的ではなかったと考えてよい。<sup>(42)</sup>

これまでに述べた状況から、未分割の村有林は持分権が設けられており、耕地と共にその処分も可能であるから、「共有」と称すべき理由があるが、耕地とは異なり、持分のない者の利用権も部分的ではあるが認められている。ということは林地での持分権は耕地におけるそれよりも明らかに意味が弱いものであり、「総有」的な性格を多少とも持つものと理解される。当初、総有であったものが、農場の分割、戸数の増加過程で、ある段階での先占の農家に持分が認められ、所有に与かる範囲が狭められたが、一部の利用権がその他の者にも認められて残ったと考えることができる。しかし、農業革命の時代には、持分のない者の林地利用は全くの所有者の側からの恩恵であり、いつでもこれを排除し得ると考えられ、<sup>(43)</sup> クリストファー法典による部分的利用権の承認よりも配分私有地化への過程は進んでいたのである。

**耕地共同体と耕地強制** これまでに述べてきたクリストファー法典の規定する耕地は二圃式または三圃式によって経営された開放耕地制をとり、そのため不可欠となる共同体としては、「村」がその機能を果たすことが多い。

しかし、この法典には、ヴァイニオクンタ  $Vainiokunta(F) = Gädslag(S)$ <sup>(45)</sup> という語が二ヶ所に見られ、重要な意味を持つと考えられるので、その内容を検討したい。この語を耕地共同体と訳すが、舌足らずの感がある。

耕地周柵に関連して、「その場合、検証するために村人が呼び集められねばならぬ。もし（責任）地区内に欠陥があれば、周柵管理責任者は3エーレの罰金を支払うべし。この罰金は耕地共同体の成員自体が受け取るべし」（建築の章8条）とあって、注には、耕地共同体を耕地周柵内にある土地の所有者<sup>(46)</sup>（複数）と示されている。また同じく14章の4項には、「もし、耕地共同体が、あ

る農民の牧草または穀物の収穫の助力を申し入れた場合、すなわち穀物や牧草を草架にかけて、まわりを柵で囲うことを望むと、収穫を済ませた者の不利益になる形で、その農民には収穫せずに残す権利はない<sup>(47)</sup>」とある。

この耕地共同体は同一周柵内に配分地条を有する者がその構成員であるが、一般には、村がこれに相当する。しかし、所有権または持分権の移動がある以上、実際に村内に居住する者と耕作する者が一致するとは限らない。また、2村が耕地周柵を共有する例も知られるから<sup>(48)</sup>、ほとんどの場合に、村と耕地共同体が重なるとしても、そうでない場合もあることを知らねばならない。

耕地共同体がいわゆる耕地強制にかかわるものである以上、その構成員は、実質的には土地所有者ではなく、農業経営者または耕作者であろう。小作人がこれに加わっていると考えるべきである。

例えば犁組や放牧組あるいは大規模な猟組など各種の機能と構成をもった共同体がいずれも村をその基盤とはしていても、限定された機能を分担する組織であると考えられるのと同様に、耕地共同体は耕地強制を通じて、もっとも強力な規制力を発揮するとしても、耕地の運営・管理に関する村落機能を分担する機関だから、村と耕地共同体は区別されねばならない。村はこれに対し、各種の組すなわち共同体に分担せしめる以外の全ての地域的活動の担当事者であって、総合的な意味を有するものである。その中心に据えられた機能は、持分に基く土地の配分と各種の義務の割当であった<sup>(50)</sup>。

耕地強制という言葉がクリストファー法典中で用いられているわけではない。本来、法で規制する性質の事柄ではなく、共同体内の慣行であったはずであるが、これが開放耕地制をとる以上、不可欠の約束であり、開放耕地制が政治権力が推進したものであってみれば、最小限の法の規定を要したのであろうか。

耕地周柵に関する規定に、耕地強制の内容が集約されている。特に、周柵の建設期限について、一部を既に引用した建築の章8条で、「播種用の粗籠が畑に持込まれるまでに、全ての村民は、豚に対する柵を建てねばならぬ。……柵内にマグワがかけられる際には、柵は切れ目のない整備された状態になければならぬ」とした上で、「全ての柵は5月1日には整備されていなければならぬ。



……秋ライムギについても同じ法が適用されるが、柵は豚に対するものは9月21日までに建設済みでなければならず、9月29日には整備さてていなければならない……」(建築の章9条4項)と重ねて、日限を具体的に示している。更に「誰でも、牧草畑の周柵は9月28日まで、穀物畑のそれは収穫が終るまで維持しなければならない」(建築の章14条3項)と定めている。

その上で、柵の破損、期限切れ、家畜の侵人などについて責任の所在、処理方法について詳細に規定している。

一方で、休閒地への播種<sup>(51)</sup>に関する規定や未収穫の他人の畑地を通過する場合の約束事が明文化され、既に引用した如き、耕地共同体の意志の個人に対する優先<sup>(52)</sup>(建築の章14条4項)も明記されている。これらはすべて、開放耕地制に不可欠な共同耕地周柵に関連して、耕地共同体の成員に、同じ農事暦を強制するものである。条文に明記されるのは周柵の設置期間やその維持管理にすぎなくとも、実質的には作目を決定するのは、二圃式、三圃式農業を行なう場合、当然である。

北欧の村落景観中、柵が重要な要素となることは既述のとおりであるが、それが村落共同体的な規制を実現するもっとも重要な手段であったことを、クリストファー法典は明かにしているのである。

## 6. おわりに

クリストファー法典に描かれたスウェーデン中世村落の景観や機能の個々の側面については、これまでに述べてきたとおりであるが、この作業の過程で考えたことを記して、まとめとしたい。

この法典はその性質上、国内の地域差について、ほとんど考慮していない。中心的なスヴェアと東西のイエートランドはある程度開発が進んでいても、南のスマーランド、北のダーラナ以北は未開の地であった。農業中心に施行された太陽分割制の一般化が、この法典のめざした農村の秩序であったが、周辺部の焼畑中心の農業については、あまり関心を示さない。この法典による中世農村の復元には、その点で明かな限界がある。更に、溯って、本文中で触れた州法の詳細な検討が、この限界を超える可能性を与えるかもしれない。

1300年からの約300年は耕地開発もあまり進歩しない時代であったが、矛盾をはらみながらも、太陽分割制が完成に近づいたと考えられる。クリストファー法典のめざした安定的な農村は、太陽分割制の枠組みの中で生産力の飛躍的な増加など望むべくもなく、ひたすら、制度的な完成度を高めて、18世紀の外的環境の変化までに、生産の方法としては活力を失ってゆくと考えられる。この法典は、そのような農村の中世的・スウェーデン的固定化のモデルを示し、その支柱となるものであった。

象徴的に言うならば、耕地周柵に関する詳細な規定が、村の土地利用、景観、共同体機能の全てにわたる基本構造を示している。同時にその根底にある原理として、持分を忘れることができない。

クリストファー法典に基づく中世スウェーデン農村のモデルを復元するという、これまでの作業は出発点にすぎず、各種文書、地図などの資料が増加する17世紀以降について、具体的、実証的な研究を進め、この小論で得たイメージと比較することによって、本来の歴史地理学的研究となり得るものであることは論を俟たない。

### 【注】

- (1) Heckscher, E. F., *An Economic History of Sweden* 1963, Cambridge.
- (2) Helmfrid S., *The Storskifte, Enskifte and Lagaskifte in Sweden—General features*. *Geografiska Annaler* 1961.
- (3) フィンランドについて、以下の論考中でその立場をとった。塚田秀雄：フィンランドの農業革命(1) *Isojako* 奈良大学紀要5 昭和51年。同：フィンランドにおける農業革命(2) *Uusjako* 奈良大学紀要(6) 昭和52年。同：フィンランドにおける太陽分割制の廃止をめぐる——ポヒャンマー地方の場合—— *歴史地理研究と都市研究* (下) 昭和53年。
- (4) クリストファー王はデンマーク、スウェーデン、ノルウェー三国の王を兼ねていたが、この法典はフィンランドを含むスウェーデン一国を対象としたものである。角田文衛編 *北欧編* 62ページ。
- (5) Ulkuniemi, M., *Kuningas Kristoferin Maanlaki 1442*. 1978 *Vasa. KrML* と略記。
- (6) *Ruotsin Maakuntalait ja yleiset maalait, OMAMAA I*, 1920. S. 98.
- (7) *Vettern* 湖北端からバルト海にのびる森林帯。コペンハーゲン王立図書館蔵の年代

不詳の地図では、スヴェアとイエート境界として描かれている。

- (8) KrML. S. 183.
- (9) 即位の宣誓後、新王は主要な地方を巡遊して、宣誓の順守を地方住民に約束する。  
これをエリックの巡遊と呼んだ。
- (10) Brøndsted, J. *The Vikings* p. 84 他. 1960, London.
- (11) KrML. S. 183 Kärjäkaari. *Selityksia* 2.
- (12) KrML. 建築の章 8 条 1 項で柵の査察委員会の選出母体として、教区の呼称がみえる。
- (13) 村内の持分として、penninginmaa, aurtuanmaa, äyrinmaa, markanmaa, kahdeksannksenmaa を列記しているが、いずれも地租の呼称である。Hannerberg, D., *Svenskt agrarsamhälle under 1200 år.* pp. 40-42.
- (14) 前掲 (2), (3) に説明がある。
- (15) kyynärä(F) = aln(S)。イギリスの ell = 約45インチに相当する。
- (16) 開放耕地制における農地区分オーダーである field—furlong—strip を耕圃—耕区—地条と訳す。これらの関係については、Rowley, T. ed., *The origin of openfield agriculture.* 1981, London. に詳しい。
- (17) Melander K. R., *Vanhimmat Maanjaot, Suomen Maanmittaus Historia I,* pp. 47-51.
- (18) 前掲 (13) Hannerberg. pp. 51-56. ホル分割はデンマークを中心に分布するがスウェーデンにもあった。地割は基本的には太陽分割制に類似。
- (19) 外農地としたのは、村内の持分とは別に、誰かが所有する村に属さない農地。
- (20) hyvitysmaa(F) = gödring(S)。建築の章 5 条に、割当地に岩など利用不可能地があったり、共同の道路などで不利益を蒙むる場合に、別途に土地を配分することが記されている。
- (21) Grotenfelt, G: *Det primitiva jordbrukets metoder i Finland under den historiska tiderna.* 1899, Helsingfors, によれば、焼畑の方法は Huhta, Kaski, Rieskamaa, Pykälikkömaa に要約されている。Montelius, S., *The burning of forestland for the cultivation of crops.* *Geografiska Annaler* 1/1953. Soininen, A. M., *Burn-beating as the Technical Basis of Colonization in Finland in the 16 th and 17 th Centuries* に詳しい。
- (22) KrML S. 178. *Rakennuskaari* 1.
- (23) ハマル地割は不規則で散在する農家と耕地を表象する。Fontell, A. G., *Anteckningar och actstycken rörande Forn—, Sol—, och Hammarskiftet i Finland,* 1928. *Fennia* 52-1.

- (24) 土地分級が必要であるが、ハマル分割の場合は、頻繁な割替で公平さを保とうとした。前掲 (17) 18ページ。
- (25) ボル分割やハマル分割から太陽分割への移行は孤立農場→集村、一圃式→二、三圃式への変化を意味したとする説が有力である。Sporrong, U. *jordbruk och landskapsbild*. 1970, Lund. p. 24.
- (26) 17世紀の段階では、屋敷地は耕地の母でなくなりつつあったことは確実である。前掲 (17) 33-36ページ。
- (27) 1200年代の中世スウェーデンの小村では、平均規模は完全農家3戸という説がある。前掲 (13) 63ページ。
- (28) クリストファー法典では、州法に比し分村の権利と母村の権利に大差がない。Juttikkala, E., *Suomen Talonpojan Historia*. 1958, Helsinki. pp. 43-44.
- (29) Holmbeck-Wessen: Magnus Ericssons landslag による注。KrML p. 180, *Se-litys Rakennuskaari* 26.
- (30) huhta に対する kaski で、シラカバ林を開きライムギを主作物に、3作以上作付し、20-30年周期で循環利用する。(21) で挙げた他に、Soininen, A., *Vanha Maataloutemme*, 1974, Helsinki が詳しい。
- (31) 二圃式→三圃式への移行は3番目の耕圃の開墾によって可能であるが、一圃式→二圃式への移行は面積不変のままなら作付面積が減少するから強力な開墾を要した。この発展は太陽分割制の導入と並行しやすい。前掲 (13) 18ページ。
- (32) 18世紀以降には、焼畑と普通畑の組合せにみる地域差は明瞭であるが、それは中世までさかのぼると考えられる。Ingers, E., *Bonden i svensk historia*. 1948, Stockholm. pp. 89-100.
- (33) 建築の章15条4項によると、1年を2期に分けて雇用関係を結ぶ。聖霊降臨祭（復活祭から50日後）とマルティンの日（11月10日頃）が更新日である。
- (34) *Kansanperinteen Sanakirja. lampuoti*. 1979, Porvoo.
- (35) KrML 建築の章4条1項。
- (36) 農業経済経営事典。349-350ページ。
- (37) Haataja, K., *Maanjaot ja talojärjestelmä*. pp. 25-26.
- (38) *sudentarha*.
- (39) KrML 建築の章24条。リス、テン、イタチは11月1日までは禁猟。
- (40) Haataja, K., *Jord-och Vattenrätten samt Skogs-och Lantbruks lagstiftningen*. pp. 11-13. 1947. Helsingfors.
- (41) 耕地についても、割替は容易ではなかった。前掲 (37) 3ページ。
- (42) *Aidattu metsä*. または *jaettu metsä*. 建築の章10条前文, 12条前文など。

- (43) 前掲 (13) 38ページ。
- (44) 前掲 (32) 268—280ページ。
- (45) Vångalag ともいう。Vånga, Gäde(S) Vainio(F) はいずれも耕圃の意味である。  
lag(S) = kunta(F) は社会的な集団の一般的呼称である。
- (46) en som har jord inom samma hägnad som en annan.
- (47) 例えば、穀物や牧草を他のメンバーより遅くまで耕地に残して、食害、踏荒しなどの被害にあっても、その責任は耕地共同体にはないことを意味している。
- (48) 前掲 (25) 20ページ。
- (49) KrML. Rakennuskaari. 48.
- (50) KrML. Rakennuskaari. 21. 大がかりな狩猟では、勢子としての助勢が求められ、  
猟組の成員は参加しなければならない。
- (51) 特に納税に関して、村の高に対して村は責任を負っており、各村民の持分の滞納に  
対し、これを共同で補填しなければならない。持分としたのは byamål(S) = kylá-  
osuus(F) で、村の割合の意である。前掲 (37) 78—79ページ。
- (52) KrML. Rakennuskaari 14-2.
- (53) KrML. Rakennuskaari 13-1.
- (53) 前掲 (13) 64ページ。